

指定管理者の指定の一部変更について

下記のとおり、指定管理者の指定の一部を変更し、指定期間を2年延長する。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に決定することとなる。

1 指定概要

(1)施設概要

名 称：北九州市立男女共同参画センター（北九州市大手町ビル）

所在地：小倉北区大手町11番4号

施設内容：①施設概要 ホール、交流広場、料理室、和室、茶室、大セミナールーム、企画ルーム、フィットネスルーム、工芸室、OAルーム、図書・情報室、相談室、託児室、グループ活動室、市民ギャラリーなど
②事業内容 市民啓発事業、情報収集・提供事業、相談事業、調査・研究事業、能力開発支援事業、市民・市民団体等への活動支援事業、託児事業、利用者への対応など

(2)指定期間

（変更前）令和3年4月1日～令和8年3月31日

（変更後）令和3年4月1日～令和10年3月31日

(3)指定管理者の概要

名 称：公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

所在地：小倉北区大手町11番4号

主な業務内容：日本及び他のアジア諸国のジェンダー問題に関する調査研究
及び情報の収集・提供
女性の地位向上を図るための国際交流及び国際研修等の実施
男女共同参画に関する講座、講演会、研修会等の実施
男女共同参画に関する相談事業の実施 など

2 指定の一部変更の理由

【条件付き公募の見直し】

指定管理者制度を導入している施設のうち、施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体と密接に関連している施設においては「条件付き公募」で選定した政策連携団体が指定管理者となり、管理運営を行っている。

競争性を確保するためには、この「条件付き公募」の見直しが必要となるが、政策連携団体が指定管理者となっている「条件付き公募」の見直しにあたっては、政策連携団体のあり方と、政策連携団体が関与している事業分野の見直しを踏まえた検討が不可欠。

「北九州市政変革推進プラン」の集中変革期間（令和6～8年度）

これらの見直しは、「北九州市政変革推進プラン」に基づく経営分析の中で、同プランの集中変革期間に検討を行うために、市全体として、令和7年度の「条件付き公募」の対象となる指定管理施設の指定期間を原則2年延長することとなった。

⇒ 「北九州市立男女共同参画センター」においても、現指定管理者である政策連携団体「公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム」と事前に協議し、合意したことを踏まえ、現指定期間を2年間延長するもの。

3 今後のスケジュール

令和7年12月	12月議会議案提出
令和8年1月～3月	基本協定書の変更内容協議、変更協定の締結
令和8年4月	年度協定書の締結
令和9年7月	次期指定管理者候補の選定

